

銚子市庁用封筒に関する広告掲載基準

この基準は、銚子市民間企業等の広告の取扱いに関する規則(平成20年銚子市規則第41号)第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、庁用封筒(市の全課において共通して使用する郵便用封筒をいう。以下同じ。)への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

1 広告全般に関する基本的な考え方

市の庁用封筒に掲載する広告内容及び表現は、社会的な信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 掲載可能な広告の基準

庁用封筒に掲載することができる広告は、次の各号のすべてに該当しないものとする。

なお、の中は、当該各号に掲げる要件の例示であるので、留意すること。

(1) 法令等に違反する、又はその恐れがあると認められるもの

- ア 法令等により制限されている表現内容を掲載しようとするもの
- イ 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品
- ウ 前各号のいずれかに該当するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるもの

- ア ギャンブル(公営ギャンブルを除く。)、麻薬、売春等を肯定し、美化し、若しくは助長するような表現又は連想若しくは想起させる表現のあるもの
- イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 人権侵害となる又はそのおそれがあると認められるもの

- ア 他の者をひぼうし、中傷し、排斥し、他の者の名誉若しくは信用を毀損し、又は業務を妨害するもの
- イ 人種、性別、心身の障害等に対する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含むもの
- ウ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用したもの又はプライバシー等を侵害するもの
- エ 前各号のいずれかに該当するおそれのあるもの

(4) 政治活動又は宗教活動に当たると認められるもの

- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- イ 政党又は政治団体による政治活動を目的とするもの
- ウ 宗教団体による布教推進等を目的とするもの

(5) 社会問題等についての主義若しくは主張、意見広告又は個人の宣伝に当たると認められるもの

- ア 国内世論が大きく分かれている社会問題、係争中の事件等に関する主義又は主張を含むもの
- イ 個人又は団体の意見広告又は名刺広告に類するもの

(6) 青少年の保護及び健全育成又は消費者保護の観点から適当でないと認められるもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するようなもの
- ウ 千葉県青少年健全育成条例（昭和 39 年千葉県条例第 64 号）に規定する有害興行、有害図書等、有害がん具等及び特定薬品類等に関するもの
- エ たばこに関するもの
- オ 青少年の精神又は教育に有害なもの
- カ 将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの
- キ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引に関するもの
- ク 法に基づかない医療類似行為のうち、人の健康に害を及ぼすおそれのあるもの、甚だしい経済的な被害のおそれのあるものその他有害である可能性があるものに関するもの
- ケ 粗悪品等の不適切な商品又はサービスに関するもの
- コ 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- サ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
- シ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
- ス 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの
- セ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
- ソ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
- タ 社会的に認められていない許認可、保証、資格等を使用して権威付けようとするもの
- チ 虚偽の内容を表示するもの
- ツ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令に違反した内容のもの
- テ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商

品等として明示又は暗示するもの

ト 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

ナ 国、地方公共団体その他公共的団体が、広告主又はその商品、サービス等を認証、推奨、保証、指定等（以下この号において「認証等」という。）をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共的団体が別に認証等を行っている商品、サービス等に係るものを除く。）

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの

ア 残酷又は猟奇的な描写等の善良な風俗に反するような表現のあるもの

イ 性に関する表現で露骨又はわいせつなもの

ウ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、不安を与えるおそれのあるもの

エ その他社会的に不適切なもの

(8) その他

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類似する営業に関するもの

イ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続を行っている事業者によるもの

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、法人でその役員のうち暴力団員等があるもの若しくは暴力団員等がその事業活動を支配するものによるもの又はこれらのものの利益になると認められるもの

オ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に関するもの

カ 社会問題を起こしている業種又は事業者によるもの

キ 過去 5 年間に銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者によるもの

ク 市税等を滞納している者によるもの

ケ 市が広告主を支持又はその商品若しくはサービスを推奨若しくは保証しているかのような表現のもの

コ 庁用封筒に掲載される広告にふさわしい信用性及び信頼性を確保していないもの

3 業種ごとの基準

| 番号 | 業 種 | 基 準 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 人材募集広告 | (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品及び材料並びに機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 |
| 2 | 語学教室等 | 習得の容易さ及び授業料並びに受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 |
| 3 | 学習塾・予備校等（専門学校を含む。） | (1) 合格率など実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、宿又は学校類似の名称を用いたもの、その実態、内容、施設が不明なものは掲載しない。 |
| 4 | 外国大学の日本校 | 当該大学は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学でない趣旨を明確に表示すること。 |
| 5 | 資格講座 | (1) 民間団体による任意資格である「労務管理士」を例とする資格講座では、それが国家資格であるような誤解を招く表現は使用しない。 (2) 講座を受講するだけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用が全額公的給付で賄えるかのように誤認させる表現はしない。 |
| 6 | 病院、診療所、助産所 | (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 又は第 6 条の 7、その他の関係法令の規定及び厚生労働省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に反しないこと。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して有料である趣旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療のないように関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べる内容のものは掲載しない。 (5) 写真については、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは掲載しない。 (6) マークを用いることができるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。 |

| | | |
|----|--|---|
| 7 | <p>施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）</p> | <p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p> |
| 8 | <p>薬局、薬店、医薬品医薬部外品、化粧品医療機器（健康器具コンタクトレンズ等）</p> | <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準その他の関連通知等の規定に反しないこと。</p> <p>(2) 広告を掲載する事業者が、事業所在地を所管する地方公共団体の薬務担当部署において広告内容が適法・適性であることについて確認を得ていること。</p> |
| 9 | <p>健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p> | <p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第65条、医薬品医療機器等法第68条及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条並びに各法例の所管官庁の通知等に定められた規定に反しないこと。</p> <p>(2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。</p> <p>(3) 保健機能食品、特別用途食品については、広告内容が国及び法令等により認められている表示事項の範囲内であり、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。</p> <p>(4) 広告を掲載する事業者が、事業所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての確認を得ること。</p> |
| 10 | <p>介護保険法に規定するサービス又は高齢者福祉サービス等</p> | <p>(1) サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>（例）「銚子市事業受託事業者」等</p> |

| | | |
|-----|----------------|--|
| | | <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>ア (1)に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は全て表示する。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(4) 介護老人保健施設</p> <p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 98 条の規定により広告できる事項以外は広告できない。</p> |
| 1 1 | 墓地等 | 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記する。 |
| 1 2 | 不動産業 | <p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。 （例）「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等</p> |
| 1 3 | 弁護士、税理士、公認会計士等 | 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。 |
| 1 4 | 旅行業 | <p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 不当表示に注意する。</p> <p>(3) その他広告表示について旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 12 条の 7、第 12 条の 8 及び第 13 条第 3 項第 3 号の規定に反しないこと。</p> |
| 1 5 | 通信販売業 | 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）第 11 条及び第 12 条の規定に反しないこと。 |
| 1 6 | 雑誌・週刊誌等 | (1) 適正な品位を保った広告であること。 |

| | | |
|----|-------------------------|--|
| | | <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを尊重し、節度をもった配慮のある表現であること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p> |
| 17 | 映画・興行等 | <p>(1) 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。</p> |
| 18 | 古物商、リサイクルショップ等 | <p>(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。</p> <p>(2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる趣旨の表示はしない。 （例）「回収」、「引取り」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等</p> |
| 19 | 結婚相談所・交際紹介業 | <p>(1) 業界団体に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> |
| 20 | 労働組合等一定の社会的立場と主張を保持した組織 | <p>(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p> |

| | | |
|-----|-----------------|--|
| 2 1 | 募金等 | (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 趣旨を明確に表示すること。 (例)「〇〇募金は、□□知事の許可を受けた募金活動です。」 |
| 2 2 | 質屋・チケット等再販売業 | (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (例)「〇〇の腕時計 50,000 円」 「航空券 東京～福岡 12,000 円」等 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。 |
| 2 3 | トランクルーム及び貸し収納業者 | (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、趣旨を明確に表示すること。 (例)「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等 |
| 2 4 | ダイヤルサービス | “ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。 |
| 2 5 | ウイークリーマンション等 | 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 |
| 2 6 | 金融商品 | (1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引(FX)等 ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。 イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 ウ 利益保証がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。 (3) その他金融商品 当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。 |
| 2 7 | その他 | 表示については、次の事項に注意を要すること。 (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>すること。</p> <p>(例)「メーカー希望小売価格の 30%引き」等</p> <p>(2) 比較広告 (根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合は、明示すること。 (例)「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要」等</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。 連絡先については固定電話とし、携帯電話のみは認めない。 また、法人格を有しない団体の場合は、責任の所在を明らかにするため、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないかを確認する。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意 (公正取引委員会に確認の必要あり。) (例)「メーカー希望価格の 50%引き」(宝石には、通常メーカー希望価格はない。)等</p> <p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。</p> <p>(8) アルコール飲料</p> <p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 (例)「お酒は 20 歳を過ぎてから」等</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 (例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等</p> <p>ウ 距離の表示 目的地までの表示を時間表示ではなく、距離表示又は距離表示・時間表示併記とすること。 (例)「〇〇駅東へ△△m」 「〇〇駅東へ徒歩〇分 (△△m)」等</p> |
|--|--|--|